



みやけみ報

今月の人口
人口 3,613人
世帯 1,866世帯
(2月1日現在)
編集 三宅村総務課
☎03-5320 7824

「ゆめ農園」が開園しました

2月1日 来賓など約100人が出席 開園式

村が江東区夢の島に開設した三宅村「ゆめ農園」の開園式が行われました。「ゆめ農園」では、1月15日から島民の雇用を開始していましたが、三宅村の「村民の日」でもある2月1日に、「ゆめ農園」で働く村民と関係者約100名が列席し、都議会議員をはじめとした来賓のかたがたを迎え、盛大に行われました。

天候にも恵まれた中で、午後1時30分に開会した開園式は、野村助役から「ゆめ農園」が開設に至った経緯についての報告を行ったあと、長谷川村長からの式辞があり、開設にあたって



三宅村農場(ゆめ農園)

三宅村「ゆめ農園」開園式

2月1日に行われた「ゆめ農園」の開園式

被災住民用のバス完成

三宅島噴火 切手の寄付金で

三宅島噴火等災害寄付金付郵便切手の寄付金で整備された被災住民用バスが完成しました。

バスは56人乗りの大型で5台納車されました。今回の一時帰宅に際しても島内の交通手段として活躍する予定です。郵政事業庁は三宅島火山活動の始まった平成12年に東京グリーンテイング・三宅島噴火等災害「寄付金付郵便切手」を発行し、三宅村をはじめ新島村、神津島村、利島村、御蔵島村に配布することをしました。

三宅村への配分は約1億9千万円で、三宅村は被災



寄付金付郵便切手の寄付金で整備されたバス

長(区長代読)から祝辞をいただきました。司会者から参列者の方々を紹介したあと、山本清治氏(阿古)が村民を代表してあいさつに立ち、「農園で育てていく苗木が三宅島の畑や野山に植えられると心が必ずやる。元の緑の島によりがえることを胸に秘め、みんなで力を合わせて楽しみながら頑張っていきたいと思います。」と決意を述べました。

また、災害対応車両の整備として四輪駆動車5台が納車されています。

一時帰宅を実施

三宅村では平成13年度第3回目の一時帰宅を実施します。第1回目は7月に泥流等で被害のあった家屋を対象に行い、第2回目は9月・10月に全世帯を対象として実施しました。第3回目は今回は、第2回目の一時帰宅に参加できなかった住民と別荘など家



災害対策車両



設置された防災無線屋外拡声子局

インターネットで三宅島の現地情報などをお知らせしています。

三宅村役場&東京都三宅支庁
共同ホームページアドレス

<http://www.miyakemura.com>

屋の所有者を対象とし、平成14年3月11日(月)(竹芝出発日)に実施します。

砂防事業の現状と計画

今年度 完成予定 ダム16基と流路工2

支庁土木港湾課では泥流対策として、現在16溪流で砂防ダム15基(1基は完成)と流路工2カ所について今年度の完成を目指し、工事を行っています。

また、既定の計画では、27溪流(伊ヶ谷、川田沢、坊田沢等)について砂防ダム66基と流路工約15カ所を整備する計画でしたが、昨

います。一部は契約済みですが、3月までには契約が完了します。引き続き14年度以降も着実に整備を進めてまいりますのでご協力をお願いいたします。

石井朝子さん100歳に

1月30日に100歳を迎えた石井朝子さんを息子さん夫婦と避難している大田区内に長谷川村長、野村助役が訪問しました。

石井さんは長谷川村長の

新しく発注した工事についても用地の取得が必要となってきます。土地所有者の方々には、用地および工事担当者が地積図(登記所に登記されている地図)等

で土地の境界の確認のお願いや、用地売買の説明などがまいりますのでよろしく願います。

【三宅島砂防事業実施箇所図は4面に掲載】

お祝いのごとくに終始、笑顔でこたえていました。また、島節も披露され大変元



100歳を迎えられた石井朝子さん

『桜の名所』を歩く

中央農業センター

今回のウォーキングは桜の名所、都立小金井公園を

中央線「武蔵小金井」下車。「花小金井」下車・南へ徒歩20分。西武新宿線「歩20分」。

花粉を避けるための「一鼻につかないように注意。口メモ」です。

①気象について 花粉の多い日は風が強く晴天で乾燥した日や、雨あがりの翌日で天気が良い日といわれています。

調査でも、最高気温が高めの日、南風で強く吹く日は、花粉の量も多くなることとがわかりました。

②花粉との接触を避ける生活用品

▽マスク マスクは、普通のガーゼのものより、花粉防止用のマスクが効果的です。

▽メガネ 普通のメガネは、花粉が大量に飛ぶ日は、

スギ花粉症一口メモ

花粉との接触を避けるには

では花粉の侵入を完全に防ぐことはできません。顔とすき間が少ないものを選ぶこと。サイドカバー付きメガネ、ゴーグルはより効果的です。

▽服装 髪の毛に花粉がつかないよう帽子をかぶりましょう。つば付きの少し深めで、花粉のつきにくい素材のものがよい。コートは、表面が滑らかで、花粉が付きにくい素材のものを選びましょう。

③花粉との接触を避ける生活の仕方

▽外出する時 花粉シーズンに外出する場合は、マスクやメガネをつけ、帽子をかぶるなど、花粉が目や

春の火災予防運動

71日から 春の火災予防運動

この運動は火災が発生し、拡大しやすい時期を迎えるにあたり、皆さんの防火防災意識を高めることによ

すために、住宅用消火器等を設置する。

▽お年寄りや身体の不自由な人を守るために、近所の協力体制をつくる。(東京消防庁ホームページより)

3つの習慣

4つの対策

3つの対策

す。また、日ごろから規則正しい生活を心がけ、風邪をひかないように注意し、ストレスをためないようにすることが重要と考えられます。お酒とタバコは、症状の悪化につながりますので、できればこの時期には控えるようにしましょう。(東京都生活環境部環境保健課花粉一口メモQ&A)

1人の被保険者が同一月に1つの医療機関等に負担した一部負担金の額が次の表の計算結果の一部負担限度額を超えた場合。

区分	一部負担限度額
上位所得世帯	121,800円+(総医療費-609,000円)×1%
一般所得世帯	63,600円+(総医療費-318,000円)×1%
住民税非課税世帯	35,400円

同一世帯内の被保険者が同一月に支払った医療費の額が診療報酬明細書1枚につき30,000円(住民税非課税世帯は21,000円)以上になると、それらの合算した額の表の計算結果の世帯負担限度額を超えた場合。

区分	世帯負担限度額
上位所得世帯	121,800円+(合算額-609,000円)×1%
一般所得世帯	63,600円+(合算額-318,000円)×1%
住民税非課税世帯	35,400円

同一世帯で1年間に4回以上高額療養費の支給対象(多数該当)となる場合、4回目から一部負担金を超えた場合。

区分	限度額
上位所得世帯	70,800円
一般所得世帯	37,200円
住民税非課税世帯	24,600円

高額療養費の支給制度とは

国民健康保険の加入者(被保険者)が医師にかかったとき、自分で負担する医療費の額(一部負担金)が一定限度額(自己負担限度額)を超えた場合、超えた金額を「高額療養費支給制度」として国民健康保険から後日払い戻します。

同一月内には、その月の1日から末日までをい

ます。1人の被保険者が同一月内に支払った医療費でも、病院・診療所等がそれぞれ異なるようなときは、別々に計算し、また、入院と通院は、同じ病院・診療所でも別々に計算

「だれかより 私がやり 動の重点においています。皆さんもお出かけ先においては避難口や非常階段を確認し、避難経路が確保できるようにしましょう。

△3つの習慣

△寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。

△逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

△4つの対策

△寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。

△火災を小さくするために、住宅用消火器等を設置する。

△お年寄りや身体の不自由な人を守るために、近所の協力体制をつくる。(東京消防庁ホームページより)

介護保険事業 委員を募集

任期は4月1日から1年間

三宅村では平成15年度から適用する介護保険事業に係るサービスの確保、円滑な提供等を内容とする介護保険事業計画を作成するにあたり、「介護保険事業計画策定委員会」を本年4月に設置する予定ですが、当委員会の委員のうち「被保険者の代表」を住民の中から募集します。

応募資格など

- ①三宅村の住民で65歳以上の(第1号被保険者)1名。
- ②三宅村の住民で40歳以上65歳未満の人で医療保険に加入している人(第2被保険者)1名。

▽任期 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

▽報酬等 三宅村当該条例等に基づき支給。
▽申し込み方法 電話にて平成14年3月15日(金)までにお申し込みください。

新制度になりました

交通災害共済「ちよこつと共済」

平成14年度東京都町村民交通災害共済「ちよこつと共済」が新制度になりました。

△掛け金が選べるコース

▽Aコース 千円(年額)

▽Bコース 500円(年額)

△コースの変更

▽Bコースの加入者がAコースへの変更ができません。

△Aコースに変更する場合

には再度Bコースに加入すると、加入した翌日から(年度途中の場合)Aコースに切り替わります。

※平成14年4月現在、三宅村に住民票がある小学生、中学生は村で特別加入しています。

特別加入者が再度Bコースに加入することでAコースに変更できます。

△共済期間・受付期間

▽共済期間 平成14年4月1日～平成15年3月31日

▽受付期間 平成14年3月1日から(年度途中の加入申し込みの場合は加入申し込みの翌日から、平成15年3月31日まで)

△申し込み先・方法

①三宅村各事務所窓口に直接申し込みいただけます。

また、申込書と会費分の小為替を新宿総合事務所へ郵送いただいても申し込みできます。(郵送の場合は到着した日が受付日となります)

気をつけましょう

全く利用したことのない、いわゆるツーショットダイヤル等の電話回線を利用した有料番組提供の請求が郵便はがきなどで通知され、放置した場合は直接訪問するという内容の文面もあります。

「覚えのない請求書」

購入や、利用の覚えのない請求書が来た場合は、内容をよく確かめましょう。

東京都消費生活総合センター ☎03(32235)1155 (相談専用)

引き続き調査します

屋根の被害状況について

質問と注文は職工組合へ

村では引き続き屋根の被害状況調査の受け付けを行っております。調査を希望される人は三宅村新居総合事務所復興対策室施設整備担当課住宅係までご依頼ください。

国民年金免除制度の変更

4月よりスタート

平成14年4月より新たに半額免除制度がスタートします。

国民年金には所得が少なく、保険料を納付することが困難な場合に、本人の申請によって保険料を免除する制度があります。

新たに制定される半額免除制度では、保険料を全額納めるのは困難でも半額を納めることができるので、将来受け取る老齢基礎年金を増やしたいという人のために、申請により保険料の半額を免除し、残りの保

Q 平成14年4月から国民年金の手続きの一部が村から国へ変更になります。第3号被保険者の届出方法はどのようになるのですか？

国民年金Q&A

A 第3号被保険者の届出は事業主経由に変わります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

これまで第1号または第3号被保険者期間の方の老齢基礎年金の請求書を区市町村窓口で受け付けしておりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

国民年金の第3号被保険者の届出は、これまで本人が区市町村に届出いただいたおりましたが、平成14年4月からは健康保険の被扶養者として届出いただくようになります。

養者の届出と一緒に、配偶者の勤務している会社などを通じて届出いただくこととなります。

▽老齢基礎年金等の裁定請求書の提出先が変わります。

また、障害基礎年金の請求についても、区市町村に提出するのは第1号被保険者期間中に初診日がある傷病の場合のみとなり、遺族基礎年金の請求についても第1号被保険者期間中に死亡にかかる方のみとなります。

構成によって異なります。保険料の免除を受けるためには被保険者本人の所得だけでなく、配偶者、世帯主のそれぞれの所得も、免除の対象となる所得でなければなりません。

*平成14年度の国民年金保険料の免除申請(噴火災害による特別免除申請)の適用については現在、協議中です。今後の取り扱いについては、「広報みやけ」にてお知らせします。

別表 夫か妻のいずれかのみ所得がある世帯の場合

世帯員数	免除対象となる所得のめやす*	
	全額免除	半額免除
4人世帯 (夫婦、子2人) 子の1人は 16歳以上23歳未満	164万円	285万円
3人世帯 (夫婦、子1人) 子は16歳未満	129万円	215万円
2人世帯 (夫婦のみ)	94万円	172万円

単身世帯の場合

世帯員数	免除対象となる所得のめやす*	
	全額免除	半額免除
単身世帯	35万円	85万円

*所得の金額はめやすです。国民年金保険料の免除制度に関する詳しいお問い合わせは港社会保険事務所までお問い合わせください。☎03-5401-3211

「村民のひろば」

イベント・招待情報などをお知らせしています。

[ホームページアドレス]
<http://www.miyakemura.com/hiroba.index.htm>

年度末を迎えて、三宅村立小学校は子供たちの旅立ちと学校の新たな出発の準備を進めています。在籍児童数は少なくまりましたが、少人数でも個別指導を充実させたり、近くの学校との交流学习を行ったりして、学習効果を上げる工夫

をしています。また、三宅を愛する心をはぐくむ学習内容を随所に盛り込むとともに、避難先のある野地の良さを生かす学習もいろいろ取り入れています。そして今、子供たちは卒業や進級・進学に向けて元気にいっぱいがんばっています。

三宅村学校便り

(9)

旅立ちの年度末を迎えて

転出した子供たちにも呼びかけて交流事業を実施してきました。昨年末には志賀高原での雪遊び・スキーツアーを実施し、多数の参加をいただきました。さらに、この3月にも次のような交流行事を計画していますのでぜひご参加ください。



転出した子供たちとの交流会



雪あそびスキーツアー

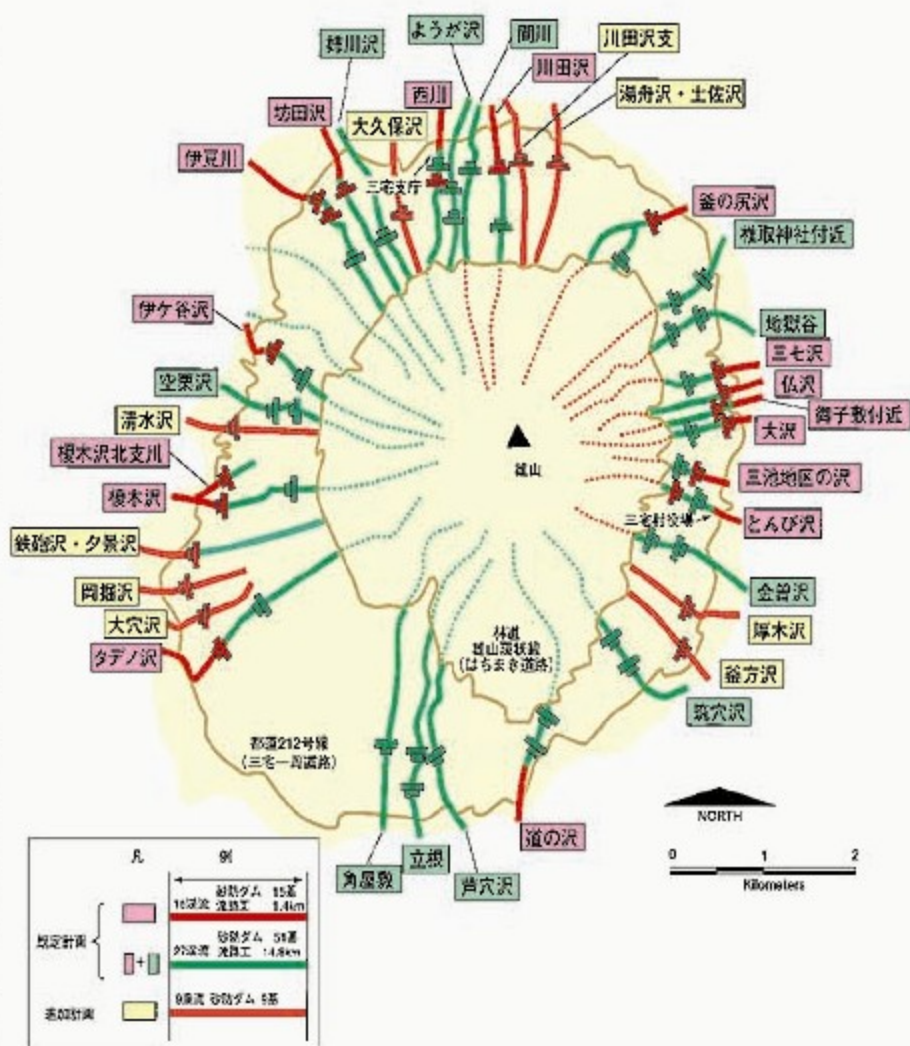
みんなあつまれ三宅の子 秋川の集い

日時 平成14年3月9日(土) 午前10時～午後1時

会場 旧秋川高校校舎(あきる野市)

対象 村立小在籍児童、転出児童および保護者
内容 学校・学級クラス会、みんなで遊ぼうアトラクション、会食・特産品コーナー、応援コーナーなど。

三宅島砂防事業 実施箇所図



慶弔だより

《ごめいふくをお祈りします》
山本 勇さん(男)67歳 阿古 1/3

齋藤 (公ノ) 也さん
齋藤 (千ノ) 晶さん
齋藤 (良ノ) 和さん
齋藤 (帝ノ) 羅ちゃん
服部 (慎博) 子さん
服部 (晴悟) 子ちゃん
服部 (慎悟) 子さん
服部 (慎悟) 子さん

(長男) 1/13 坪田
(長女) 1/11 阿古
(長女) 1/11 伊豆

《お誕生おめでとう》

平成14年第1回臨時会が
1月18日に開催され、議案
2件が審議され、いずれも
原案どおり可決されました

臨時会開く

【補正予算】
▽平成13年度三宅村一般
会計補正予算(第10号)
【契約】
▽三宅村役場脱硫宿舎建
設工事請負契約の締結

